

II 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人が地域の中で、その個性と人格が尊重され、自立した生活が営めるよう、保健、福祉、医療、教育、労働、地域などの関連する分野が協働し、必要な支援を受け、生き生きと地域で生活できる社会を創ることを基本理念とします。

III 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で策定することとされている当市の障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

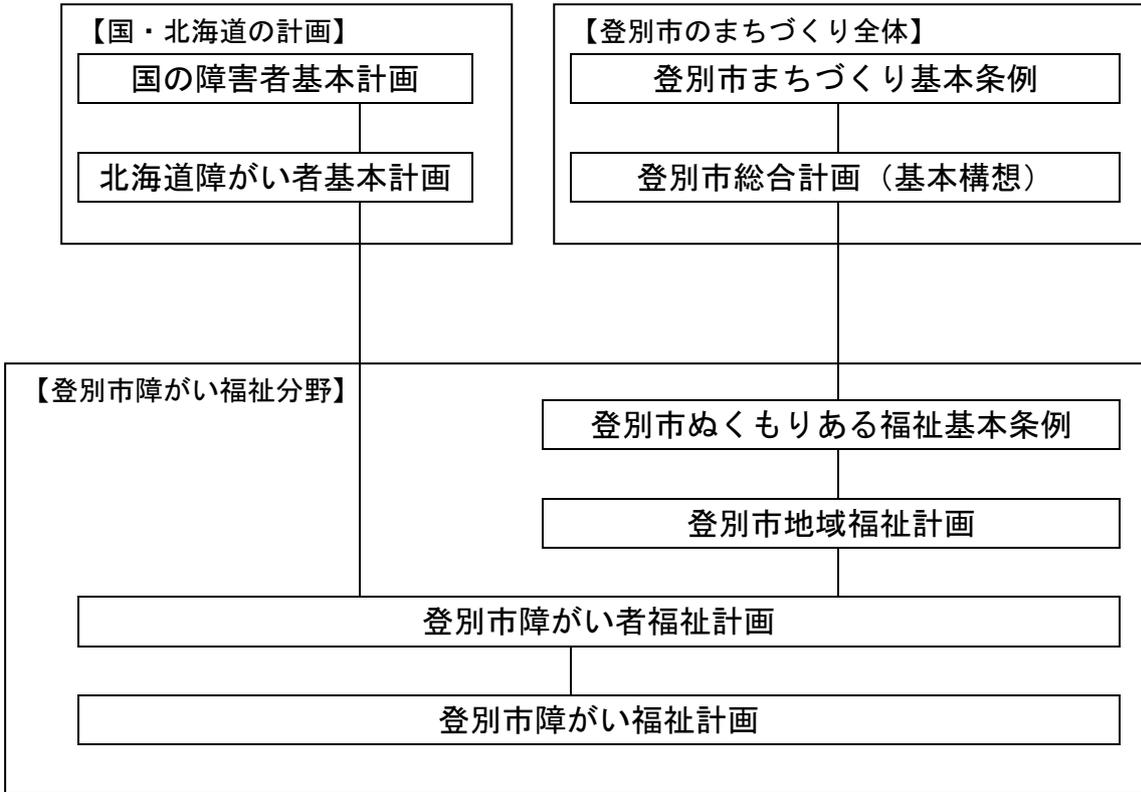
また、「登別市総合基本計画」（計画期間平成18年度～平成27年度）の「やさしさと共生するまち」及び、「登別市地域福祉計画」（計画期間平成25年度～平成27年度）の「やさしさに満ちたまちづくり」などの関連する分野を具現化する計画として位置づけます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成26年度までの2年間とし、平成27年度以降については、平成23年度に障害者自立支援法に基づき、登別市の障害福祉サービスの必要見込み量などをまとめた「第3期登別市障がい福祉計画」（平成24年度～平成26年度）の計画期間終了に併せ、このふたつの計画を統合した新たな障がい（者）福祉計画の策定を予定しています。

なお、本計画期間である2年間に社会情勢や福祉環境などの変化により、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、平成27年度からの新しい計画への反映や現計画の見直しなど、柔軟に対応することとします。

【参考】計画の位置付け



【参考】計画の期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1期登別市地域福祉計画			第2期登別市地域福祉計画	
登別市障がい者福祉計画		次期「障がい（者）福祉計画（予定）」		
第3期登別市障がい福祉計画 ※				

※ 「第3期登別市障がい福祉計画」の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間です。

IV 基本的な考え方

1 地域における自立支援の充実

障がい者が住みなれた地域で生涯にわたり自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた支援が継続的に提供される環境の充実に努めます。

2 障がい種別による格差のない共通の支援体制

障害者基本法第2条において、「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義されましたので、これまでの3障がいのほか、難病者等のその他心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を加え、それぞれ共通の視点で支援する体制の充実に努めます。

※社会的障壁 障害者基本法第2条第2号では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となりうるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。

3 お互いを尊重し合えるまちづくり

障がいのある人もない人も地域の住民としてお互いを支えあい尊重しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。

